

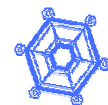
準備出来ていますか？確定申告に必要な書類

毎年3月15日が申告期限となる確定申告。毎年の事だからと余裕を持っていたはずが、いざ申告の段になると足りない資料が・・・なんてことも。

今回は確定申告で見落としが多い所得控除を受ける為に必要な書類や今年からの変更点などをご紹介します。該当する控除証明などがない場合には早めに発行元に問い合わせをして万全の状態ですべての申告に挑みましょう！

所得控除に必要な書類

- ①医療費・・・診療費、治療費、医薬品購入、病院や介護施設への入院費、居宅サービスなど
 - ・医療費の領収書（支払日が27年度中のものに限りです）
 - ・保険会社などからの補てん金分かる通知書
- ②社会保険・・・生計を一にするご家族の分も控除可能です
 - ・国民年金保険料 控除証明書（控除証明書が必要となります）
 - ・国民健康保険の金額分かる書類
 - ・国民年金基金掛金 控除証明書（控除証明書が必要となります）
 - ・小規模企業共済掛金の証明書（控除証明書が必要となります）
- ③生命保険料・地震保険料・・・27年に解約したものでも27年中に支払があれば控除可能です
 - ・27年度控除証明書（控除証明書が必要となります）
- ④寄付・・・ふるさと納税をされた方については2枚目をご確認下さい
 - ・寄附をした先からの受領証
 - ・税額控除の証明書（特定団体への寄付で税法上の認定を受けている証明書）
- ⑤住宅ローン・・・1年目のみ
 - ・登記事項証明書（登記簿謄本（又は抄本））法務局から取り寄せます
 - ・住民票（戸籍の附表）の写し 3カ月以内の物が必要です
 - ・売買契約書・請負契約書（価額分かるもの）のコピー
 - ・年末のローン残高証明書（銀行から送付されてくるもの）
- ⑥雑損控除・・・火事や盗難にあわれた方は確認を
天災や火災又は盗難などによって損害を受けた方は以下の書類を提出する事により生活に通常必要な住宅、家具、衣類部分の損害に限り控除を受ける事が可能です
 - ・盗難届の控え
 - ・住宅や家財の資産の損失額を計算した書類等
 - ・修理費用の分かる書類（領収書など）
 - ・保険会社などからの補てん金分かる通知書



ふるさと納税をされた方について

最近多くのところで話題になり、実際に寄付をされた方も多いふるさと納税。昨年から5か所迄の寄付の場合は確定申告が不要となるワンストップ特例制度が始まりました。

しかし、このワンストップ特例制度ですが、元々確定申告する必要がある方や、この制度が開始した4月1日以前にふるさと納税をされた方は、ワンストップ特例制度の申請書を提出済みの場合でも確定申告にて寄付金控除の計算が必要となります。

そのため、各市区町村から送られた寄付金控除証明書をご準備下さい。



富裕層に向けた改正～財産債務調書制度～

今まで、その年の所得が2千万円を超えた方に提出義務があった「財産及び債務の明細書」。これが提出対象者を絞った上で、より詳細な内容を記載する「財産債務調書」へと改正されました。改正の主な内容としては以下のとおりとなります。

1. 対象者が「資産家」へと絞られました

その年の所得が2千万円超の条件に加え、以下の保有財産額の要件が追加されました。

①価値総額1億円以上の有価証券

又は

②価値総額3億円以上の資産

※上記の有価証券や資産には、国外のものや、自己の主催会社の株式も含まれます



2. より詳細な記載が必要になりました

従来の資産の種類・所在・価額に加えて、土地は床面積、株式は種類・銘柄別などに、貸付金も従来の一括記載から貸付先毎など、資産毎により詳細に記載が必要になりました。

3. 罰則規定が設けられました

財産債務調書は、提出しなかつただけでの罰則はありませんが、記載すべき財産等から発生する所得に関して申告もれが生じた場合には、ペナルティとしての加算税が5%加重されます。逆に、記載した財産から生じる所得の申告をもらった場合は加算税が5%軽減されます。

また、財産債務調書自体に質問検査権が認められていますので、税務署は必要に応じて質問・検査・提示要求・留置をすることができます。そのため、税務署からの質問に答えない、検査を拒否または妨害するなどの行為や、税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否をする等については、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される罰金規定が設けられており、この質問検査権に関してもご注意ください。

